

一関地方6次産業化



個別相談会



農産物を加工して6次産業化に取り組んでみたいけど、
何から始めたら良いかわからない
農産加工品を開発したけれどどう売ったら良いかわからない
そんなお悩み、相談してみませんか？

【会場】一関地区合同庁舎
千厩分庁舎

(一関市千厩町千厩字北方85-2)

5/21、7/23、9/24、
11/19、1/21

【会場】一関地区合同庁舎

(一関市竹山町7-5)

6/18、8/20、10/22、
12/24、2/18

※時間は午後1時30分から

※相談を希望される場合は、相談日3日前までにお申し込みください。

※その他の日に相談を希望される場合は、お問い合わせください。



お申し込み・お問い合わせ

一関農林振興センター ☎ 26-1413 FAX 26-1875 (担当：本城)

一関農業改良普及センター ☎ 52-4961 FAX 52-4965 (担当：小原)

生産資材
ひろば

農薬を正しく使って確かな収穫！ 農薬の確認ポイントを紹介

◎登録のある農薬を購入しましょう！

○農薬のラベルを確認する

1. 農林水産省「登録番号」の有無
2. 適用のある「作物名」「適用病害虫（雑草名）」の確認
3. 使用面積に必要な薬量の確認

注意：農薬取締法の規定により、登録番号のない農薬は農作物には使えません。罰則もあります。（農薬取締法第11条、同第7条）

◎農薬ラベルの記載通りに使いましょう！

1. 使用する作物名があるか確認
 - ・作物名、適用病害虫（雑草）名
2. 使い方を確認
 - ・希釈倍数・使用量、使用時期、使用回数、使用方法、使用上の注意
3. 必要な薬量を確認
 - ・必要な薬量と希釈水量を正確に計量して散布液を調整

注意：農薬取締法の規定により、使用基準（対象作物、希釈倍数・使用量、使用時期、使用回数）を遵守することが義務付けられており、罰則もあります。（農薬取締法第17条）

不明な点は、指導機関やJA・販売店などに相談しましょう。